

# 宿泊税

県税のしおり  
令和8年度

地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用にあてられる目的税です。

## ● 納める人

県内の宿泊施設に宿泊する宿泊者です。



## ● 納める額

宿泊者1人1泊 6,000 円以上(素泊まり・税抜き)の宿泊につき 200 円

## ● 申告と納税

宿泊事業者は、各月の初日から末日までの宿泊税について、翌月の末日までに県に申告し、納めます。宿泊事業者の申告手續の負担を軽減するため、税額等の所定の要件を満たす場合は、県に申請し、指定を受けることにより、3か月分を取りまとめた年4回の申告・納入期限となる特例制度があります。

## ● 課税免除

次の場合に限り、宿泊税が課税されません。

- ① 1人1泊 6,000 円未満(素泊まり・税抜き)の宿泊
- ② 修学旅行やその他の学校行事に伴う宿泊
- ③ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

## ● 税収の用途

宿泊税による税収を活用して、次のような施策を実施します。

取組の一例	
(1) ブランド価値向上につながる魅力づくり	・地域資源(自然や食、文化など)を活用した魅力づくり ・ハード整備による地域資源の磨き上げ(修景・施設整備など)
(2) 誰もが快適かつ安心して楽しめる受入環境整備	・旅行者の満足度向上・利便性向上に向けた受入環境整備(観光関連事業者の施設整備等への支援(ユニバーサル化・DX促進)) ・県内各観光地への交通アクセスの円滑化
(3) 広島ファンの増加	・今後増加が見込まれる新たな市場を含む外国人観光客の更なる誘客
(4) 3つの柱を支える土台づくり	・観光関連人材の育成・確保 ・宿泊事業者に対する支援(経営改善支援等) ・マーケティングの強化(新たなデータ取得・分析等)